人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十一月二十二日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四〇―五三

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率） **第十三条**　再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。 一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百十七・五以上百分の百九十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十一・五以上百分の二百三十五以下）	（勤勉手当の成績率） **第十三条**　再任用職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。 一　次号及び第三号に掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語（人事評価政令第十四条において準用する人事評価政令第九条第三項に規定する確認が行われた人事評価政令第六条第一項に規定する全体評語をいう。以下同じ。）が上位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　百分の九十四・五（特定管理職員にあつては、百分の百十四・五） ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百十四・五未満） 二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合 イ　前号イに掲げる職員　百分の百三十一・五以上百分の二百九以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十八・五以上百分の二百七十二以下） ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百十・五以上百分の百三十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十・五以上百分の百七十八・五未満） ハ　前号ハに掲げる職員　百分の八十九・五（特定管理職員にあつては、百分の百四・五） ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十九・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四・五未満）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百六以上百分の百十七・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十七以上百分の百四十一・五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　百分の九十四・五（特定管理職員にあつては、百分の百十四・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の九十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百十四・五未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百三十一・五以上百分の二百九以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十八・五以上百分の二百七十二以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百十・五以上百分の百三十一・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四十・五以上百分の百七十八・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の八十九・五（特定管理職員にあつては、百分の百四・五）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十九・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百四・五未満）

ロ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち、勤務成績が優秀な職員　百分の百一以上百分の百十二・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百二十二以上百分の百三十六・五未満）

ハ　直近の業績評価の全体評語が上位の段階である職員のうち勤務成績が良好な職員並びに直近の業績評価の全体評語が中位の段階である職員及び基準日以前における直近の人事評価の結果がない職員（二の人事院の定める職員を除く。）　百分の八十九・五（特定管理職員にあつては、百分の百九・五）

ニ　直近の業績評価の全体評語が下位の段階である職員及び基準日以前六箇月以内の期間において懲戒処分を受けた職員その他の人事院の定める職員　百分の八十九・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百九・五未満）

二　専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合

イ　前号イに掲げる職員　百分の百二十六・五以上百分の百九十九以下（特定管理職員にあつては、百分の百七十三・五以上百分の二百六十二以下）

ロ　前号ロに掲げる職員　百分の百五・五以上百分の百二十六・五未満（特定管理職員にあつては、百分の百三十五・五以上百分の百七十三・五未満）

ハ　前号ハに掲げる職員　百分の八十四・五（特定管理職員にあつては、百分の九十九・五）

ニ　前号ニに掲げる職員　百分の八十四・五未満（特定管理職員にあつては、百分の九十九・五未満）